

昭和二十八年政令第六十二号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令
内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基き、この政令を制定する。

（給付の対象とならない者）
第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（以下「法」という。）第三条第一号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、第三号、第五号及び第六号に掲げる者については、第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号に該当しない者であつて、海上保安庁長官において、その現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当し、かつ、その者に給付を行うことが適当であると認めるものを除く。

一 法第三条第一号に規定する当該犯罪による被害者（以下「被害者」という。）

二 法第三条第一号に規定する当該現行犯人（以下「現行犯人」という。）

三 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第三条第二項第一号において同じ。）又は直系血族

四 現行犯人の配偶者又は直系血族

五 被害者の同居の親族又は被害者と同一の世帯に属する者

六 現行犯人の同居の親族又は現行犯人と同一の世帯に属する者

七 現行犯人の当該犯罪を誘発した者その他被害者の当該被害の発生につき責に任ずべき者

八 警察官その他の法令に基き当該犯罪の捜査に当るべき者が制止したにもかかわらず、現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当つた者

九 前各号に掲げるもの外、海上保安庁長官において、その者の現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当つた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当しないと認める者

（療養給付の範囲）

第一条の二 法第五条第一項第一号に規定する療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送（傷病給付等の支給方法）

第二条 法第五条第一項に規定する傷病給付、障害給付、介護給付、遺族給付及び葬祭給付並びに同条第二項に規定する休業給付は、金銭の支給をもつて行う。

（給付基礎額）

第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、九千百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。

2 協力援助者に扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾患の発生が確定した日（附則第三条において単に「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）がある場合にあつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、第一号及び第三号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額とする。

配偶者

二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
六十歳以上の父母及び祖父母
二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

二 重度心身障害者
三 協力援助者に十五歳に達する日以後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間（以下「特定期間」という。）にある扶養親族たる子がある場合における給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額とする。

（傷病給付）

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして国土交通省令で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

2 傷病給付年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第二号の傷病等級をいう。第四項において同じ。）のいずれに該当するかに応じ、一年につき給付基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

一 第一級 三百十三

二 第二級 二百七十七

三 第三級 二百四十五

四 第四級 二百四十五

五 第五級 二百十三

六 第六級 百八十四

七 第七級 百五十六

八 第八級 二百七十七

九 第九級 二百四十五

十 第十級 二百十三

十一 第十一級 三百十三

十二 第十二級 二百四十五

十三 第十三級 二百四十五

十四 第十四級 二百十三

十五 第十五級 二百十三

十六 第十六級 二百十三

十七 第十七級 二百十三

十八 第十八級 二百十三

十九 第十九級 二百十三

二十 第二十級 二百十三

二十一 第二十一級 二百十三

二十二 第二十二級 二百十三

昭和二十八年政令第六十二号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令
内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基き、この政令を制定する。

（給付の対象とならない者）
第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（以下「法」という。）第三条第一号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、第三号、第五号及び第六号に掲げる者については、第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号に該当しない者であつて、海上保安庁長官において、その現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当し、かつ、その者に給付を行うことが適当であると認めるものを除く。

一 法第三条第一号に規定する当該犯罪による被害者（以下「被害者」という。）

二 法第三条第一号に規定する当該現行犯人（以下「現行犯人」という。）

三 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第三条第二項第一号において同じ。）又は直系血族

四 現行犯人の配偶者又は直系血族

五 被害者の同居の親族又は被害者と同一の世帯に属する者

六 現行犯人の同居の親族又は現行犯人と同一の世帯に属する者

七 現行犯人の当該犯罪を誘発した者その他被害者の当該被害の発生につき責に任ずべき者

八 警察官その他の法令に基き当該犯罪の捜査に当るべき者が制止したにもかかわらず、現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当つた者

九 前各号に掲げるもの外、海上保安庁長官において、その者の現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当つた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当しないと認める者

（療養給付の範囲）

第一条の二 法第五条第一項第一号に規定する療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相

当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送（傷病給付等の支給方法）

第二条 法第五条第一項に規定する傷病給付、障害給付、介護給付、遺族給付及び葬祭給付並びに同条第二項に規定する休業給付は、金銭の支給をもつて行う。

（給付基礎額）

第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、九千百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。

2 協力援助者に扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾患の発生が確定した日（附則第三条において単に「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）がある場合にあつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、第一号及び第三号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額とする。

（扶養親族）
第二条 法第五条第一項に規定する扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾患の発生が確定した日（附則第三条において単に「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）の扶養親族については、第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号に該当しない者であつて、海上保安庁長官において、その現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当し、かつ、その者に給付を行うことが適当であると認めるものを除く。

一 法第三条第一号に規定する当該犯罪による被害者（以下「被害者」という。）

二 法第三条第一号に規定する当該現行犯人（以下「現行犯人」という。）

三 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第三条第二項第一号において同じ。）又は直系血族

四 現行犯人の配偶者又は直系血族

五 被害者の同居の親族又は被害者と同一の世帯に属する者

六 現行犯人の同居の親族又は現行犯人と同一の世帯に属する者

七 現行犯人の当該犯罪を誘発した者その他被害者の当該被害の発生につき責に任ずべき者

八 警察官その他の法令に基き当該犯罪の捜査に当るべき者が制止したにもかかわらず、現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当つた者

九 前各号に掲げるもの外、海上保安庁長官において、その者の現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当つた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当しないと認める者

- 一 第八級 五百三
 二 第九級 三百九十一
 三 第十級 三百二
 四 第十一級 二百二十三
 五 第十二級 百五十六
 六 第十三級 百一
 七 第十四級 五十六
- 5 障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。左に掲げる場合の障害等級は、左の各号のうち協力援助者に最も有利なものによる。
- 6 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の一級上位の障害等級
- 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
- 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級
- 7 前項の規定による障害給付の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害給付の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。
- 8 既に障害のある協力援助者が、協力援助による負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合において行う障害給付の金額の計算については、その者の加重後の障害の障害等級に応ずる障害給付の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額を差し引くものとする。
- 一 その者の加重前の障害の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害給付年金の額
- 二 その者の加重前の障害の障害等級が第八級以下であり、かつ、加重後の障害の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害給付一時金の額を二十五で除して得た金額
- 三 その者の加重後の障害の障害等級が第八級以下である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害給付一時金の額
- 9 障害給付年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害給付を行ふものとし、その後は、従前の障害給付は、行わない。
- (介護給付)
- 第四条の二** 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、當時又は隨時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。
- 一 病院又は診療所に入院している場合
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
- 三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として海上保安庁長官が定めるものに入所している場合

- 2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。
- 一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）
- 二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が八万千二百九十九円以下である場合に限る。）八万一千二百九十九円
- 三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）
- 四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百円以下である場合に限る。）四万六百円
- (遺族給付)
- 第五条** 法第五条第一項第五号に規定する遺族給付は、遺族給付年金及び遺族給付一時金とする。
- (遺族給付年金)
- 第六条** 遺族給付年金を受けることができる遺族は、協力援助者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、協力援助者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。
- 一 夫（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。
- 二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。
- 三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。
- 四 六十歳以上であること。
- 五 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、国土交通省令で定める障害の状態にあること。
- 六 遺族給付年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子となり得る。
- 七 遺族給付年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 八 遺族給付年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子となり得る。
- 九 一人給付基礎額に百五十三を乗じて得た額。ただし、五十五歳以上の妻又は前条第一項第四号に規定する状態にある妻にあつては、給付基礎額に百七十五を乗じて得た額とする。

- 二 二人 紙付基礎額に一百一を乗じて得た額
 三 三人 紙付基礎額に二百二十三を乗じて得た額
 四 四人以上 紙付基礎額に二百四十五を乗じて得た額
- 2 遺族給付年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族給付年金の額は、前項の規定にかかるらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。
 3 遺族給付年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族給付年金の額を改定する。
- 4 遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族給付年金の額を改定する。
 一 五十五歳に達したとき（前条第一項第四号に規定する状態にあるときを除く）。
 二 前条第一項第四号に規定する状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く）。
- 第八条 遺族給付年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなく後順位者があるときは、次順位者に遺族給付年金を支給する。
- 一 死亡したとき。
 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
 三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。
 四 離縁によつて、死亡した協力援助者との親族関係が終了したとき。
 五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（協力援助者の死亡の時から引き続き第六条第一項第四号に規定する状態にあるときを除く）。
- 六 第六条第一項第四号に規定する状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、協力援助者の死亡の当时六十歳以上であったとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は協力援助者の死亡の當時六十歳以上であつたときを除く）。
- 2 遺族給付年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、遺族給付年金を受けることができる遺族でなくなる。
- 第九条 遺族給付年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族給付年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。
- 2 前項の規定により遺族給付年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。
 3 第七条第三項の規定は、第一項の規定により遺族給付年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。
- （遺族給付一時金）
- 第十一条** 遺族給付一時金は、次の場合に支給する。
- 一 協力援助者の死亡の当时遺族給付年金を受けることができる遺族がないとき。
 二 遺族給付年金を受ける権利が消滅した場合において、他に当該遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該協力援助者の死亡に関し既に支給された遺族給付年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族給付一時金の額に満たないとき。

第十一條 遺族給付一時金を受けることができる遺族は、協力援助者の死亡の当时において次の各号の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 協力援助者の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で主として協力援助者の収入によつて生計を維持していたもの

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 遺族給付一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

三 協力援助者が遺言又は海上保安庁長官若しくはその委任を受けた海上保安庁の職員に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族給付一時金を受けるものとする。

第十二条 遺族給付一時金の額は、給付基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める倍数を乗じて得た額（第十条第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族給付年金の合計額を控除した額）とする。

一 前条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者

二 前条第一項第三号に該当する者のうち、協力援助者の死亡の当时十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は第六条第一項第四号に規定する状態にある三親等内の親族一百倍

三 前条第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者

（遺族からの排除）

第十三条 協力援助者を故意に死亡させた者その他協力援助者の死亡につき責めに任すべき者は、遺族給付を受けることができる遺族としない。

2 協力援助者の死亡前に、当該協力援助者の死亡によつて遺族給付年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付年金を受けることができる遺族としない。

3 協力援助者の死亡前又は遺族給付年金を受けることができる遺族の当該遺族給付年金を受ける権利の消滅前に、当該協力援助者の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族給付一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付一時金を受けることができる遺族としない。

4 遺族給付年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族給付一時金を受けることができる遺族としない。協力援助者の死亡前に、当該協力援助者の死亡によつて遺族給付年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族給付年金を受けることができる遺族が、遺族給付年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族給付年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族給付年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第八条第一項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。

（年金たる給付の額の端数処理）

第十三条の二 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第十四条 年金たる給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

号に掲げる者たちにあつては、それら当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第七条第二項の規定は障害給付年金差額一時金の額について、第十三条第三項、第十三条第一項及び第二項並びに第十七条の規定は障害給付年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、第十二条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第二条第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(障害給付年金前払一時金)

3 当分の間、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が申し出たときは、障害給付として、障害給付年金前払一時金を支給する。

2 前項の規定による申出は、障害給付年金の最初の支払に先立つて行わなければならない。ただし、既に障害給付年金の支払を受けた場合であつても、当該障害給付年金の給付金額の決定のあつたことを知った日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

4 第一項の規定による申出は、同一の災害について二回以上行うことはできない。

3 障害給付年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害給付年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（当該障害給付年金について第四条第八項の規定が適用された場合には、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める額。以下この項において「障害給付年金前払一時金限度額」という。）又は障害給付年金前払一時金限度額の範囲内に給付基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、五百倍若しくは二百倍に相当する額のうちから当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が選択した額とする。ただし、当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害給付年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害給付年金前払一時金限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害給付年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、給付基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、五百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が選択した額とする。

5 障害給付年金前払一時金が支給された場合における当該障害給付年金前払一時金に係る障害給付年金は、当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額とする。

6 前項の規定による障害給付年金の支給の停止が終了する月の翌月に係る障害給付年金の額は、当該障害給付年金の支給の停止が終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害給付年金の額から同項の規定により当該障害給付年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合にあつては当該障害給付年金の額を、一年を超える場合は当該障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害給付年金の額から差し引いた額とする。

(遺族給付年金前払一時金)

4 第四条 当分の間、遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、遺族給付として、遺族給付年金前払一時金を支給する。

2 遺族給付年金前払一時金の額は、給付基礎額の千倍、八百倍、六百倍、五百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、当該遺族給付年金前払一時金に係る申出が第四項において準用する前条第二項ただし書の規定によるものである場合には、給付基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族給付年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、給付基礎額の八百倍、六百倍、五百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

3 遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の規定による申出及び前項の規定による選択は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。

4 第七条第二項の規定は遺族給付年金前払一時金の額について、前条第二項及び第三項の規定は遺族給付年金前払一時金の申出について、同条第五項及び第六項の規定は遺族給付年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「附則第四条第二項」と、前条第五項中「当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月」とあるのは「当該遺族給付年金を受けることができる」とされた遺族であつて当該遺族給付年金を受ける権利を有するもの（以下「特例遺族給付年金受給権者」という。）に支給すべき遺族給付年金にあつては、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢（以下「支給停止解除年齢」という。）に達する月」と、「当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の障害給付年金の支払期月」とあるのは「当該遺族給付年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族給付年金の支払期月（特例遺族給付年金受給権者が支給停止解除年齢に達する月前においてその者に支給された遺族給付年金前払一時金に係る遺族給付年金にあつては、その者について附則第八条第三項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族給付年金に係る最初の支払期月）」と読み替えるものとする。

(未支給の給付等に関する規定の適用関係)

第五条 障害給付年金差額一時金又は遺族給付年金前払一時金が支給される場合における第十一条第二号、第十二条第一項、第十五条の二第一号及び第十八条の規定の適用については、第十一条第二号及び第十二条第一項中「遺族給付年金の額」とあるのは「遺族給付年金及び遺族給付年金前払一時金の額」と、第十五条の二第一号中「又は葬祭給付」とあるのは「葬祭給付又は障害給付年金差額一時金」と、第十八条第一項中「遺族給付年金については、当該遺族給付年金」とあるのは「遺族給付年金、障害給付年金差額一時金又は遺族給付年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族給付年金、当該障害給付年金差額一時金又は当該遺族給付年金前払一時金」と、同条第二項中「遺族給付年金については、第六条第三項」とあるのは「遺族給付年金又は遺族給付年金前払一時金については第六条第三項」とあるのは「遺族給付年金又は遺族給付年金前払一時金については附則第二条第三項後段」とする。

(葬祭給付の金額に関する暫定措置)

第六条 当分の間、第十六条の規定による額が給付基礎額の六十倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する額を葬祭給付の額とする。

第七条 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した協力援助者の遺族に対する第六条第一項第一号及び第三号並びに第八条第一項第六号の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十九歳

第八条 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した協力援助者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該協力援助者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第六条第一項第四号に規定する者であつて第八条第一項第六号に該当するに至らないものを除く。）は、第六条第一項（前条において読み替える場合を含む。）の規定にかかるわらず、遺族給付年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第七条第一項中「遺族給付年金を受けることができる遺族」とあるのは、「遺族給付年金を受けることができる」とされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。」と、第八条第二項中「各号のいずれか」とあるのは、「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳以上	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十五歳以上	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十五歳未満	五十九歳
平成二年十月一日から当分の間	五十九歳未満	六十歳

2 前項に規定する遺族の遺族給付年金を受けるべき順位は、第六条第一項（前条において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にす

る。

3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族給付年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第四条の規定の適用を妨げるものではない。

4 第一項に規定する遺族に対する第十八条及び附則第五条の規定の適用については、これらの規定中「第六条第三項」とあるのは、「附則第八条第一項」とする。

附 則（昭和三〇年一月二一日政令第三二一號）

2 この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日政令第九〇號）

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「旧令」という。）の規定による第一種障害給付及び休業給付のうち昭和四十一年四月一日（以下「適用日」と

という。）の前日までの間に係る分並びに旧令の規定による第二種障害給付、遺族給付及び葬祭給付のうちその給付を行なうべき事由が適用日の前日までに生じたものの支給については、なお従前の例による。

第三条 適用日の前日において現に旧令の規定による第一種障害給付を受けることができる者は、適用日以後新令の規定による障害給付年金を支給する。

第四条 適用日からこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に旧令の規定による第二種障害給付又は遺族給付の額に該当するまでの間、障害給付年金又は遺族給付を支給された者で新令の規定による障害給付年金又は遺族給付の額は、新令の規定による障害給付年金又は遺族給付年金の支給額とみなす。

第五条 新令の規定による遺族給付一時金のうち適用日から施行日の前日までの間に給付を行なうべき事由が生じたものの額は、給付基礎額の千倍に相当する額とする。

第六条 新令の規定による障害給付年金及び休業給付（適用日の前日までに給付を行なうべき障害給付年金又は遺族給付年金の額が生じたものに限る。）のうち適用日以後各月に支給されるべき障害給付年金又は遺族給付年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額とする。

第七条 支払期月から一年を経過した月前に支給されるべき障害給付年金又は遺族給付年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額とする。

二 当該第二種障害給付又は遺族給付が支給された月後最初の障害給付年金又は遺族給付年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額とする。

二 当該第二種障害給付又は遺族給付が支給された月後最初の障害給付年金又は遺族給付年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額とする。

二 支払期月から一年を経過した月以後各月に支給されるべき障害給付年金又は遺族給付年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額とする。

二 支払期月から一年を経過した月以後各月に支給されるべき障害給付年金又は遺族給付年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額とする。

附 則（昭和四八年八月八日政令第二六六號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年四月二二日政令第一三三號）

この政令は、公布の日から施行する。

第一条の規定による改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令第六条から第八条まで及び別表の規定は、昭和四十六年四月分以後の障害給付年金及び遺族給付年金から適用し、同年三月分以前の障害給付年金及び遺族給付年金については、なお従前の例による。

二 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年四月一二日政令第六六號）

この政令は、公布の日から施行する。

二 この政令は、公布の日から施行する。

二 この政令は、公布の日から施行する。

二 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年四月一一日政令第一一九號）

この政令は、公布の日から施行する。

二 この政令は、公布の日から施行する。

二 この政令は、公布の日から施行する。

二 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年一月二一日政令第三六六號）

この政令は、公布の日から施行する。
 第一条の規定による改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令第七条第一項、第十六条及び別表の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年四月二日政令第九一號）

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の第三条の規定は、昭和五十五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同一部を改正する政令附則第八条の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた一部を改正する政令附則第八条の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族給付年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金については、な

お従前の例による。

附 則（昭和五〇年五月三〇日政令第一六八號）抄

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の第三条の規定は、昭和五十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年八月二〇日政令第二二三號）

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令第十六条及び附則第二項の規定は、昭和五十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭給付について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年八月二〇日政令第二二三號）

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の第三条及び第十四条の規定は、昭和五十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年八月二〇日政令第二二三號）

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の規定は、昭和五十年九月一日以後に支給すべき事由が生じた障害給付及び遺族給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害給付一時金及び同日前に支給すべき事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年四月三〇日政令第一二九號）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
 昭和五十二年四月一日（以下「適用日」という。）前に支給すべき事由が生じた障害給付一時金、遺族給付一時金、葬祭給付及び休業給付並びに適用日前に支給すべき事由が生じた障害給付一時金及び遺族給付年金で適用日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例によ

る。

附 則（昭和五三年四月五日政令第一〇八號）

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の第三条の規定は、昭和五十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年四月四日政令第九〇號）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第三条及び第十六条の規定は、昭和五十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年四月五日政令第六九號）

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の第三条の規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。
 日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年一月一六日政令第三三〇號）

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の第七条第一項及び第四項の規定は、昭和五十五年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族給付年金及び同日前に支給すべき事由が生じた遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前の期間について支給すべき遺族給付年金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六六年四月三日政令第一〇四號）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の次に一条を加える改正規定及び第十四条第一項の改正規定は、昭和五十六年五月一日から施行する。

改正後の第三条及び第十六条の規定は、昭和五十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金（次項において「傷病給付年金等」という。）のうち同日以後の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五六六年四月三日政令第一〇四號）

この政令は、公布の日から施行する。
 四条第一項の改正規定は、昭和五十六年五月一日から施行する。

改正後の第三条及び第十六条の規定は、昭和五十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金（次項において「傷病給付年金等」という。）のうち同日以後の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五六六年四月三日政令第一〇四號）

改正後の第十三条の二の規定は、昭和五十六年五月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病給付年金等及び同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金等のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

附 則（昭和五六六年四月三日政令第一〇四號）

改正後の第十五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用する。

附 則（昭和五六六年四月三日政令第一〇四號）

改正後の別表第二級の項の規定は、昭和五十六年二月一日以後に支給すべき事由が生じた障害給付年金及び同日前に支給すべき事由が生じた障害給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

附 則（昭和五六六年二月二二日政令第三四六號）抄

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「新令」といいう。）附則第二条の規定は昭和五十六年十一月一日以後に障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡した場合について、新令附則第三条の規定は同日以後に障害給付年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

附 則（昭和五六六年二月二二日政令第三四六號）

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百三十号）附則第八条第一項の規定により行われた申出（同項の一時金の支給を受けない者に係るものに限る。）は、新令附則第四条の規定により行われたものとみなす。

附 則（昭和五七年四月六日政令第一〇〇號）

この政令は、公布の日から施行する。
 改正後の第三条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年四月四日政令第九〇號）

この政令は、公布の日から施行する。

	1	この政令は、平成七年四月一日から施行する。
2	改正後の第三条の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成七年七月二一日政令第三〇〇号)
1	この政令は、平成七年八月一日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第七条第一項の規定は、平成七年八月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族給付年金及び同日前に支給すべき事由が生じた遺族給付年金のうち同日以後の期間について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成八年三月二九日政令第七七号)
1	この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第十四条第三項の改正規定は、同年八月一日から施行する。	
	(経過措置)	
2	この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き介護給付の給付の事由に該当する事由がある者に対する施行日の属する月に係る介護給付に関する改正後の第四条の二第二項の規定について、同項第二号中「その月(新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。)」とあるのは、「その月」とする。	
	附 則	(平成八年五月一一日政令第一三三号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条及び第十六条の規定は、平成八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成九年四月一日政令第一四一号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条及び第十六条の規定は、平成九年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成九年五月一一日政令第一四二号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第一項及び第三項並びに第四条の二第二項の規定は、平成九年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一〇年四月九日政令第一四二号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第一項及び第三項並びに第四条の二第二項の規定は、平成一〇年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一〇年四月九日政令第一四二号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第一項及び第三項並びに第四条の二第二項の規定は、平成一〇年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一〇年四月九日政令第一四二号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第一項及び第三項並びに第四条の二第二項の規定は、平成一〇年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一〇年四月九日政令第一四二号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条、第四条の二第二項及び第十六条の規定は、平成十年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一年四月一日政令第一三七号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条、第四条の二第二項及び第十六条の規定は、平成十年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一年四月一日政令第一三七号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第一項及び第三項並びに第四条の二第二項の規定は、平成十一年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一二年三月三一日政令第一五八号)
(施行期日)		
1	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第一項、第四条の二第二項及び第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一二年三月三一日政令第一五八号)
(施行期日)		
1	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一五年四月一日政令第一一五号)
(施行期日)		
1	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一五年四月一日政令第一一五号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第一項及び第二項並びに第四条の二第二項の規定は、平成十五年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一六年四月一日政令第一一五号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	改正後の第三条第一項及び第二項並びに第四条の二第二項の規定は、平成十六年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成一六年四月一日政令第一一五号)
(施行期日)		
1	この政令は、公布の日から施行し、改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成十六年七月一日から適用する。	
	(経過措置)	
2	平成十六年六月三十日までに給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付については、なお従前の例による。	
	附 則	(平成十六年七月一日からこの政令の施行の日の属する月の末日までに給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る新令別表第二の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母

		指」とあるのは、「の母指及び示指を失つたもの、母指若しくは示指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは、「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指の用を廃したもの、母指若しくは示指」と、同表第九級の項第一三号中「以外」とあるのは、「の母指及び示指以外」と、同表第一〇級の項第七号中「母指又は」とあるのは、「示指を失つたもの」とあるのは、「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の母指若しくは」と、同表第一一級の項第八号中「示指、中指又は環指を失つたもの」とあるのは、「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したもの」と、同表第一二級の項第一〇号中「示指、中指」とあるのは、「中指」と、同表第一三級の項第七号中「母指」とあるのは、「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは、「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第一四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは、「母指及び示指」とする。
		附 則 (平成一八年三月三一日政令第一五三号)
1	(施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 (経過措置)
2	(施行期日)	改正後の第三条第一項及び第二項並びに第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付についに給付の事由が生じた給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。
		附 則 (平成一八年五月八日政令第一九三号)
この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日 (平成十八年五月二十四日) から施行する。		
		附 則 (平成一八年八月一八日政令第二七九号)
1	(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の二第一項第二号の改正規定及び同項に一号を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。
		経過措置
2	(施行期日)	改正後の規定 (第四条の二第一項第二号及び第三号の規定を除く。以下同じ。) は、平成十八年四月一日から適用し、同日前に給付の事由が生じた傷病給付、障害給付、介護給付及び遺族給付については、改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。
3	(施行期日)	前項に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、国土交通省令で定める。
		附 則 (平成一九年四月一日政令第一四六号)
（施行期日）		この政令は、公布の日から施行する。
		経過措置
1	(施行期日)	この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
		経過措置
2	(施行期日)	改正後の第三条第二項の規定は、平成十九年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付、障害給付、介護給付及び遺族給付については、改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。
		附 則 (平成一九年四月一日政令第一一一号)
（施行期日）		この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
		経過措置
1	(施行期日)	この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
		経過措置
2	(施行期日)	改正後の第三条第二項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付、障害給付、介護給付及び遺族給付については、改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。
		附 則 (平成二二年三月二五日政令第三九号)
（施行期日）		この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。 (経過措置)
1	(施行期日)	改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。
		附 則 (平成二三年三月二五日政令第三五号)
（施行期日）		この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。 (経過措置)
1	(施行期日)	改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。
		附 則 (平成二三年九月二二日政令第二九六号)
（施行期日）		この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。 (経過措置)
1	(施行期日)	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。 (経過措置)
		附 則 (平成二四年三月一八日政令第六六号)
（施行期日）		この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。 (経過措置)
1	(施行期日)	この政令は、平成二十五年一月八日から施行する。 (経過措置)
		附 則 (平成二十五年一月八日政令第五号)
（施行期日）		この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。 (経過措置)
1	(施行期日)	この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。 (経過措置)
		附 則 (平成二七年三月二七日政令第一一二号)
（施行期日）		この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
		経過措置
1	(施行期日)	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
		経過措置
2	(施行期日)	改正後の第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付、障害給付、介護給付及び遺族給付については、改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。
		附 則 (平成二九年三月一九日政令第五九号)
（施行期日）		この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）
改正後の第三条第一項及び第二項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

3 施行日から平成三十年三月三十一日までの期間に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で当該期間について支給すべきものについての改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「第一号及び二号」とあるのは、「第一号に該当する扶養親族については三百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百六十七円（協力援助者に第一号に該当する者がいる場合は、そのうち一人については三百三十三円）を」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円」とあるのは、「協力援助者に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち一人については三百円」とする。

附 則（平成三十一年三月二八日政令第六八号）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
この政令による改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月二七日政令第六八号）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月二六日政令第七一号）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月二六日政令第七一号）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二十五日政令第八三号）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月二七日政令第七五号）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二七日政令第七〇号）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、施行日の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の第四条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。